

鳥取県廃棄物処理計画 概要版

1 計画策定の趣旨等

- この計画は、廃棄物処理法に基づき、本県の資源循環や廃棄物の処理の現状と課題を踏まえ環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築に向け、今後の本県における廃棄物処理等に関する基本的な事項について定めるものです。
- 対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に定める「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」です。
- 目標年度は令和10年度とします。
- また、「鳥取県食品ロス削減推進計画」及び「鳥取県ごみ処理の長期広域化・集約化計画」としても位置付けています。

【第9次計画からの主な変更点】

- ①取組の基本方針として、令和6年8月に国が策定した「第5次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、「4R+Renewable」の更なる成果を上げるため「循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行」を柱建てし、県民・関係者が連携して取り組むべき施策を取りまとめた。
- ②排出量等の目標値は、令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン(R12終期)目標達成を前提とし、現状・現計画の目標値・人口減等を踏まえた予測値を基に、できる限り高い目標として設定した。
また、新たに「プラスチック資源循環」及び「食品ロス削減」に関する目標を設定した。
＜一廃＞ [排出量] 198千トン(R4実績)→174千トン(R10目標) [リサイクル率] 28.3%(R4実績)→33%(R10目標)
＜産廃＞ [排出量] 628千トン(R4実績)→628千トン(R10目標) [リサイクル率] 73.3%(R4実績)→77%(R10目標)
＜プラ＞ [分別収集・再商品化実施市町村数] 5市町(R5実績)→19市町村(R10目標)
＜食ロス＞ [発生量] 19千トン(R3実績)→15千トン(R10目標)
- ③平成10年に策定した「鳥取県ごみ処理の広域化計画」について、今後の人口や一般廃棄物の排出量等の予測などを考慮した上で、新たに「鳥取県ごみ処理の長期広域化・集約化計画」として廃棄物処理計画と一体的に策定した。

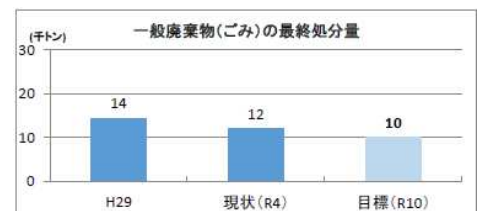
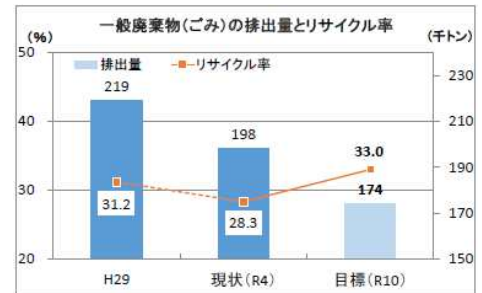
2 廃棄物の現状と将来目標

(1) 一般廃棄物(ごみ)

古紙回収、一般廃棄物焼却施設の焼却灰の有効利用、全市町村での小型家電の分別収集等、県民のリサイクル意識の向上によりリサイクル率は全国平均と比べて高水準で推移していますが、一層、リサイクルを進め排出量を減らす必要があります。

排出量の削減を図るため、食品ロス削減等の取組強化に加え、粗大ごみ等のリユースの促進、広報・啓発等による可燃ごみの削減等により、ごみ発生抑制に取り組めます。

これらの取組により、排出量を174千トンに削減するとともに、リサイクル率は全国トップレベルの33%を目指し、最終処分量の削減を図ります。

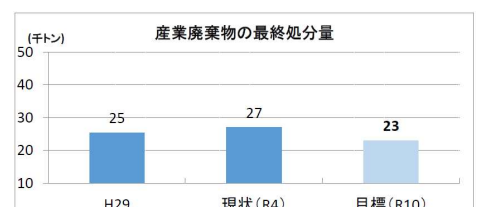
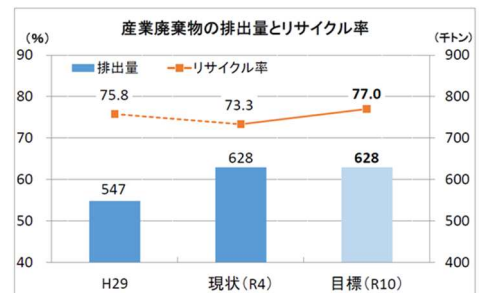


(2) 産業廃棄物(第1次産業を除く)

産業廃棄物の排出量は628千トンまで増加し、令和10年度は650千トン排出されると推計されています。リサイクル率は、がれき類等の再生利用が継続し、全国平均と比べて高水準を維持しているものの、目標を3.7ポイント下回りました。

引き続き、多量排出事業者等へのきめ細かな減量リサイクルの指導や、資源循環産業への支援を継続して行います。

これらの取組により、今後も増加が見込まれる排出量を、現状レベルに抑制するとともに、最終処分量の多いがれき類、廃プラスチック類、汚泥などの分別徹底やリサイクルをより一層推進し、リサイクル率を向上させることにより、最終処分量の削減を図ります。

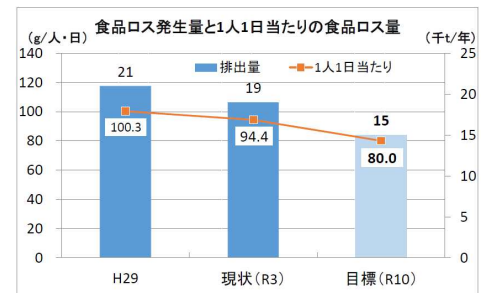


(3) プラスチックの資源循環

プラスチックごみの分別収集・再商品化の取組を全市町村に拡大することにより、プラスチックの資源循環を図ります。

(4) 食品ロスの削減

食べ残し持ち帰り、30・10（さんまる・いちまる）食べきり運動などによる事業系食品ロス発生量の削減、広報・周知による家庭系食品ロス発生量の削減とともに、1人1日当たりの食品ロス量の削減も図ります。



3 目標達成のための施策の方向と主な施策

本県では、国が進めるリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R」に、廃棄物の元を断つ意味であるリフューズと、Renewable（再生可能資源への代替）を加えて、「4R+Renewable」を循環型社会形成の取組の柱として進めてきました。

今後、更なる成果を上げるため、今計画から「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行」を推進し、持続可能な形で資源の効率的・循環的な有効利用にも取り組みます。

この計画では、「持続可能な循環型社会の構築」を基本理念として、県民、NPO、事業者、行政が一体となって、次の4つの観点から、環境保全を前提としたより一層の循環型社会形成とこれを通じた持続可能な社会の実現を目指します。

(1) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが必要です。

県民・事業者・自治体など様々な主体が参加する新たな循環経済の流れを生み出し、製品の適切な長期利用やリユースを促進しながらその循環の輪を広げ太くしながら、県内経済の活性化や県内産業の振興、県内課題を解決することで、持続可能な循環型社会の構築を実現します。

①設計・研究開発・製造から販売・使用段階までの取組

☆リサイクル新技術・製品開発、施設整備への支援（研究開発やインフラ整備への支援）

☆多様な主体の連携・協働による循環経済ビジネスの掘り起こしや事業化促進

☆鳥取県認定グリーン商品の普及拡大（県外展示会への出展等による県外への販路開拓支援）

☆鳥取発のリサイクル技術等の事業拡大の推進（県外・海外への事業展開支援）

☆グリーン購入の推進（再生可能資源への代替・環境負荷の低減）

☆循環経済ビジネスによる製品やサービスの普及促進（環境配慮商品の購入促進に係る啓発等）

②排出・リサイクルの取組（一般廃棄物）

☆リユースイベントやフリーマーケットの積極的な周知や普及啓発

☆地域での資源ごみ回収の推進（古紙、ペットボトル、衣服等の分別・資源化の意識高揚）

☆地域の実情に応じた市町村の処理システムの推進（高齢者・外国人人口増加への対応、リサイクル施設の整備、レアメタルの含有率が高い小型家電の回収）

☆紙おむつの資源化の推進（県内市町村への取組拡大）

☆固形燃料（RPF）化の推進（紙くずや廃プラスチック類のRPF化促進）

③排出・リサイクルの取組（産業廃棄物）

☆多量排出事業者に対する指導の徹底（戸別訪問による廃棄物処理計画への指導・助言等）

☆適正管理等に関する普及啓発（排出事業者向け研修会の開催）

☆使用済太陽光発電設備（太陽光パネル等）の回収ルートの構築、リユース品の需要創出、リサイ

クルの推進など

- ☆建設廃棄物のリサイクルの徹底（建設リサイクル法に基づく監視指導）
- ☆産業廃棄物処分場税による最終処分量の削減（排出削減に対する経済的な動機付け）
- ☆食品廃棄物の利用促進（飼料化、肥料化、エネルギー回収等への転換を支援）
- ☆家畜排せつ物の有効利用検討（家畜排せつ物の敷料化等を検証）
- ☆木質バイオマス等の利用推進（木くずなど廃棄物系バイオマスの利活用を促進）
- ☆下水道汚泥の資源化の推進

④気運醸成のための各種活動

- ☆実践活動団体等との協働（生ごみの削減や雑紙の分別徹底、エコクッキングの普及啓発等）
- ☆幼児期からの環境意識の醸成（こどもエコクラブ等）
- ☆小中学校における環境学習の実施（出前講座、エコアイデアコンテスト等を含む）
- ☆NPO法人等と連携した環境学習の推進（「とっとり環境教育・学習アドバイザー」や「環境カウンセラー」等の派遣）
- ☆身近な減量リサイクルの実践方法や廃棄物処理状況等の積極的な発信（県HP、県SNS等）

(2) プラスチックの資源循環の促進

プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクル全体に関わる、あらゆる主体によるプラスチックの資源循環の取組を促進する措置を講じ、包括的な資源循環体制の構築を目指します。

①プラスチック製品の環境配慮設計・製造の推進

- ☆プラスチック容器包装・製品の原料を切り替える取組などを含めた、県内企業の研究開発を支援

②販売・使用時の取組を通じた使用の合理化

- ☆製造事業者等に対し「プラスチック使用製品設計指針」を踏まえた取り組みの呼びかけ
- ☆マイボトル・マイカップ、マイバッグ等の使用促進
- ☆リユース容器への移行促進と定着

③使用済みプラスチックの再資源化・再生利用

- ☆拠点回収や事業者等による自主回収の効率的で持続可能な仕組みの構築
- ☆回収された使用済みプラスチックの有効利用・再生利用

④市町村によるプラスチックごみ分別収集・再商品化

- ☆プラスチックごみの分別収集と再商品化に取り組む市町村に対する支援

⑤県民・事業者意識の向上

- ☆プラスチックごみ問題に関する環境学習・出前説明会等を通じ、県民意識の醸成
- ☆事業者によるプラスチックごみゼロチャレンジの取組登録
- ☆漁業系・農業用廃プラスチックの排出抑制と、再生利用や適正処理の推進
- ☆陸域で発生する廃プラスチックの海域流出の防止

(3) 食品ロスの削減 ※「食品ロス削減推進法」による県食品ロス削減推進計画に相当する部分

食品の生産から消費等に至る各段階において、日常的に大量の食品ロスが発生していることから、それに関わる様々な主体との連携を図り、余剰食品等の有効活用などの取組により、食品ロス削減を進めます。

①教育及び学習の振興、普及啓発等

- ☆食品ロスに係る県民への普及啓発（幼児教育、食べきり運動、エシカル消費等）

②未利用食品を提供するための活動（寄附食品）の支援等

- ☆食品の取扱い等に係る国手引きの周知

- ☆フードドライブ・フードバンク活動への支援等による活動拡大の推進（子ども食堂等への提供）
- ☆消費者と食品小売業・飲食店とのマッチングの検討
- ☆災害時用備蓄食品の有効活用の推進

③食品関連事業者等の取組に対する支援

- ☆とっとり食べきり協力店の登録促進・公表
- ☆流通段階での取組の見直し、適正な需要予測による製造販売の取組等を推進する事業者等の支援

④表彰の実施

- ☆食品ロス削減の取組に取組む事業者等表彰を実施

⑤情報の収集及び提供

- ☆先進的取組・優良事例の紹介

⑥実態調査及び調査・研究の推進

- ☆県内の食品ロス発生状況等を把握するための調査・研究の実施（組成調査、意識行動調査）

（４）廃棄物の適正処理体制の確立

市町村等の関係機関と連携して、不適切な廃棄物や不用品の処理の監視を徹底するとともに、県民への注意喚起により、適正な資源のリサイクル推進を図ります。また、優良な処理業者等の育成や廃棄物処理施設等に対する監視指導を徹底するとともに、不法投棄の撲滅や災害廃棄物の処理体制の確保、ごみ処理の広域化・集約化に努めます。

①廃棄物の適正処理の推進

- ☆優良な処理業者の育成（優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及）
- ☆マニフェスト制度による適正処理の推進（電子マニフェストの普及促進）
- ☆特別管理産業廃棄物の適正処理の推進（低濃度PCB廃棄物の掘起し、早期処分の推進）
- ☆公共関与最終処分場の確保と監視・指導（管理型最終処分場確保の取組み、県による特別な監視・指導の実施）

②不法投棄の撲滅

- ☆不適切な不用品回収業者に対する監視指導と県民への注意喚起
- ☆関係機関との連携強化による不法投棄防止対策（連絡協議会、合同パトロール等の実施）
- ☆多様な主体による監視体制の強化（民間団体との通報協定締結、監視カメラ、不法投棄通報システム等の活用）

③災害廃棄物の処理体制の確保

- ☆災害廃棄物の処理体制の確保（市町村災害廃棄物処理計画策定・改定の支援（必要な情報提供や助言）、平時の情報共有や図上訓練、仮置場設置・受入訓練等の実施による実効性のある協力体制の構築、広域的な連携強化）

④海岸漂着ごみの処理体制の確保

- ☆海岸漂着ごみの処理体制の強化

⑤ごみ処理の広域化、処理施設の集約化（「鳥取県ごみ処理の長期広域化・集約化計画」）

- ☆2050年の広域ブロックや各ブロックにおけるごみ処理施設の整備計画などの整理

4 計画の推進

- 本計画の進行管理はPDCAサイクルにより行い、目標達成状況の定期的な検証と各種施策の継続的な改善を図ることとします。
- なお、今後の社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等の内容によっては、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとします。